

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第235号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年7月31日（金） 07時20分ごろ	
発生場所	愛媛県今治市小島東灯標から真方位346° 1,950m付近 (概位 北緯34° 08.8′ 東経132° 58.7′)	
事故等調査の経過	平成21年9月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 釣船 MINO MINO、3.3トン 273-3389、個人所有 B モーターボート KII、5トン未満（長さ8.30m） 281-34391、株式会社マーク住研	
乗組員等に関する情報	A 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首圧壊、左舷船首外板に擦過傷 B 船首破断、左舷外板に凹損及び擦過傷、操舵室左舷屋根損傷	
事故等の経過	A船は、船長が1人で乗り組み、4人を同乗させ、小島北方の来島海峡航路において、釣り場移動のため航走中、B船は、船長が1人で乗り組み、発生場所付近で漂流して釣り中、平成21年7月31日07時20分ごろ、A船の船首とB船の船首とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮流 約2ノットの北流、波高 約0.5m以下	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、小島北方の来島海峡航路を航行中、船長Aが、周囲の釣り船に注意を奪われて前方の見張りを行わなかったため、B船に気付かなかったものと考えられる。 B船は漂流中、船長Bが、釣りに意識を集中して、周囲の見張りを行わなかったため、A船の接近に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、小島北方の来島海峡航路において、A船が航行中、B船が漂流中、A船が、周囲の釣り船に注意を奪われて、前方の見張りを行わずに航行し、また、B船が、釣りに意識を集中して周囲の見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	